

事業計画（案）の修正部分について

《修正した部分》

○P14

- ・認可保育所は、全26か所 ⇒ 認可保育所は、「分園を含め」全26か所

○P16～P17

- ・平成26年「4月」現在 ⇒ 平成26年「5月」現在
- ・定員数「2,175人」 ⇒ 定員数「2,255人」
- ・入所児童数は「2,535人」 ⇒ 入所児童数は「2,602人」
- ・「定員枠の弾力化」の後に、（入所率：公立96.6%、私立120.0%）を追加
- ・その他、ページ構成を変更しています。

○P24

表の実施施設という項目が両方「公立」になっている。適切にひとつ「法人」に修正。

○P65

「第3章」子ども・子育て ⇒ 「第5章」子ども・子育て

○P109

「施策の進捗状況を適宜～」の前に、「宜野湾市子ども・子育て会議」にてという文言追加。

《項目を追加した部分》

○P 6 7

「⑥就業環境改善への取り組み」という項目を追加しています。

⑥就業環境改善への取り組み（主管：保育課、雇用・企業対策室）☆

現在、保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を切り上げたりするといった状況があることを踏まえ、産後の休業・育児休業後に教育・保育施設等を円滑に利用することができるよう、事業計画に基づき教育・保育施設、地域型保育事業の整備を計画的に推進します。産後の休業・育児休業後の職場復帰や仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに向けて、特定事業主行動計画の実施促進を図るとともに、育児・介護休業法等の関係法制度について事業主・労働者等へ周知を図り、その普及啓発を進めます。

○P 6 8

「③夜間保育の実施」という項目を追加しています。

③夜間保育の実施（主管：保育課）

共働きの世帯の増加や就労形態の変化などにより、保護者が求める公的な支援は多様化しています。このような中、夜間においても保育を必要とする児童に対する保育の実施が求められています。今後は、長時間の延長保育（市内1園で実施）の取り組みと合わせて夜間保育の必要性について調査・研究し、実施に向けて検討します。

※その他、細かな誤字やレイアウト修正などを行っています。